平成２７年（フ）第７４号
石川県野々市市本町５丁目８番36号　サーパス野々市第２―301号
債務者　松島　　桂
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３３４号
山梨県甲府市山宮町727番地１
債務者　上松　隆子
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４号
山梨県甲府市川田町816　サンハイツ川田211号、住民票上の住所山梨県甲府市国母７丁目11番33号　エスペランス志村Ⅱ―101
債務者　岩口　慎純
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３３号
山梨県北杜市須玉町小尾7225番地
債務者　藤原　公光
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４６号
山梨県南アルプス市上野111番地１
債務者　石川　勇樹
1　決定年月日時　平成27年３月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２５号
長野市大字北尾張部865番地１　シティパル赤沼201号
債務者　中沢　雅城
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５５号
岐阜市市橋３丁目１番21―501号　サクセスビル
債務者　大澤　普美
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第４号
岐阜県可児市下恵土405番地２、前住所愛知県春日井市若草通４丁目３番地２
債務者　中村　謙一
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第２１２１号
名古屋市東区出来町１丁目１番７号　ダイアパレス新出来901号、従前の住所名古屋市北区上飯田通２丁目40番地の１　上飯田市街地住宅959号
債務者　菅野　和茂
1　決定年月日時　平成27年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１４号
名古屋市天白区音聞山1006番地　シティライフ八事401号
債務者　望月　文仁
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島77番地
債務者　小西みち代
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２６年（フ）第３０１号
大津市木戸232、住民票上の住所滋賀県高島市安曇川町西万木296番地17　安曇川ニューハイム202号
債務者　田中二三男
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３９３号
滋賀県野洲市野洲1708番地１　ドリーム21―301号
債務者　ＣＡＬＭＥこと　川原　修美
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３６号
滋賀県甲賀市水口町京町６番26―201号
債務者　八幡　　誠
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３７号
滋賀県草津市渋川２丁目５番15号　コーポ富士Ａ棟307号、前住所滋賀県湖南市岩根3945番地51
債務者　奥薗　陽平
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４１号
大津市大江８丁目91番地の１　カルテットＫＯＢＯＲＩ　Ｃ棟507号、前住所大津市滋賀里１丁目10番20号　エクセレン滋賀里305号室
債務者　今野由里子
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
大津地方裁判所民事部